

社会福祉法人白河市社会福祉協議会役員並びに 評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人白河市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員の構成員に対する報酬及び費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長、副会長及び常務理事の報酬は次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 200,000円
- (2) 副会長 年額 30,000円
- (3) 常務理事 予算に定められた金額とする

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会等の招集に応じ、構成員が、それぞれの会議に出席した場合は、別表第1に掲げる額の費用弁償を行うものとする。

第4条 役員並びに評議員が、本会の依頼により会務の遂行を補助するため旅行した場合は、前条の規定にかかわらず白河市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第48号）に準じて費用弁償を行うものとする。

(例外規定)

第5条 公用車を用い、団体をもって研修・見学・調査等を実施する場合は、実費の負担をもって弁償を打切ることができる。

(委任規定)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年11月7日から施行する。
- 2 副会長の報酬については第2条の規定に関わらず、平成17年11月7日から平成19年11月6日までは年額100,000円とする。ただし、行政職にある者は除く。

附 則

この規程は、平成29年6月12日から施行する。

別表第1

区 分	実 費 弁 償 費
理事・監事・評議員	日 額 2,500円